

2019年度愛知県6次産業化プランナーの登録及び業務に関する規約

2019年度愛知県6次産業化サポートセンター
(受託者：株式会社アルファポイント)

第1条 目的

愛知県6次産業化プランナー（以下、「プランナー」という）は、愛知県6次産業化サポートセンター（以下、「サポートセンター」という）からの依頼を受け、自らが有する幅広い知識・経験等やネットワークを活かし、6次産業化に取り組む又は取り組もうとする農林漁業者等（以下、「支援先」という）の相談に対応し、支援先の抱える課題の解決に向けて助言等の支援を実施する。以下の業務に取り組むものとする。

(1) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号、六次産業化・地産地消法）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポート、認定後のフォローアップ等及び再認定に向けた支援

(2) 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、経営の発展段階に応じた課題の解決に向けた個別相談、課題解決に至るまでの要因分析および事後フォロー

(3) 新たに6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の発掘

本規約は、プランナー登録及びプランナー業務に関して所定の手続き等を定めるものである。

第2条 事業目標達成への寄与

プランナーは、第1条の業務を遂行してプランナーとしての役割を果たすことにより、6次産業化に取り組む農林漁業者等の抱える課題の解決を支援し、愛知県並びにサポートセンターが定めた事業目標の達成に寄与するものとする。

第3条 プランナー登録

(1) プランナーはサポートセンターに対し、本規約の内容に同意しこれを遵守する旨の誓約書を提出し、サポートセンターは誓約書の受領後プランナー登録を行い、プランナーに対し委嘱状と名刺を発行する。

(2) プランナーはプランナー登録時にサポートセンターに届け出た自己に関する変更が生じた場合は、サポートセンターに対し、速やかに変更後の情報を書面で届け出るものとする。

(3) プランナーは、自己に関する登録情報について、サポートセンターが必要と判断した場合、事業者、関係各機関に対し開示することにあらかじめ同意する。

第4条 プランナー業務の実施手順

(1) プランナーは、別途定める「2019年度愛知県6次産業化サポートセンター プランナー活動フロー」の手順に従い、プランナー活動を実施する。

(2) プランナーの訪問支援回数は、1事業者あたり月間最大3回、年間最大10回を原則とし、1回の訪問時間は最大3時間以内を原則とする。それを超える場合は、事前にサポートセンターに連絡し承諾を得た場合のみ可能とする。

(3) プランナーが訪問支援日時を調整する際は、愛知県及びサポートセンターの企画推進員の同行有無調整があるため、連絡日より10日間以降の日程を調整すること。また、訪問支援日時決定後に必ずサポートセンターに連絡することとする。

(4) 訪問支援にあたり、愛知県職員及びサポートセンターの企画推進員が同行できるものとする。

(5) プランナーは、支援日の翌週水曜日までにサポートセンターに対し支援実施時間や支援内容等を記入した「相談者カルテ」「支援計画及び経過報告書」及び「満足度調査」を提出するものとし、訪問日の翌月3日までに「6次産業化プランナー謝金請求書兼出張旅費領収書」を提出するものとする。

(6) サポートセンターは、各提出書類の妥当性・具体性・正確性を確認し、それらを欠くまたは不適当と判断した場合には、提出内容を却下し、プランナーに提出または再提出を求めることができる。適当と判断した場合のみ、謝金及び旅費の精算を行うこととし、適当と判断されない場合には、サポートセンターは謝金及び旅費の支払い義務を負わない。

(7) プランナーの謝金及び旅費は、別途定める「愛知県6次産業化サポートセンタープランナー謝金規程」及び「愛知県6次産業化サポートセンタープランナー旅費規程」に基づいて計算・精算するものとする。

(8) プランナー業務実施にあたり、プランナーに予定外の事態が生じた場合（自己都合又は交通事情等により支援日時に支援先に到達できない場合など）は、プランナーは速やかにサポートセンターにその旨を連絡し、サポートセンターと対応を協議する。また、支援先において予定外の事態が生じた場合（支援先の都合によりサポートセンターに支援中止の連絡があった場合など）は、プランナーはサポートセンターの指示に従うものとする。

(9) サポートセンターは、プランナーが支援実施中に死亡、ケガ及びその他不測の事態に遭遇した場合、その補償について一切の責任を負うことはない。

第5条 成果評価

(1) プランナーは、業務実施状況について、サポートセンターによる定期的な評価を受けるとし、サポートセンターへ必要な資料を提出しなければならない。

(2) プランナーは、業務実施状況に関する評価の結果、サポートセンターから改善指導を受けた場合は、真摯に改善に努めなければならない。

第6条 秘密保持義務

(1) プランナーは、支援先の技術上または営業上の情報等（以下、「秘密情報」という）について、事務局及び支援先の許可なく、いかなる方法をもってしても、第三者（国、県、中央サポートセンター、派遣されるプランナー及び支援先以外のすべてのものをいう）に対し、開示、漏洩または業務目的以外で使用してはならない。

(2) プランナーは、上記内容を遵守する旨の「秘密保持誓約書」をサポートセンターに提出するものとする。

第7条 業務に伴う事故の取り扱い

プランナーが業務用又は自家用車を用いて業務に係るよう業務先との間に移動する際に事故があった場合には、当該プランナー自身の契約する保険において対応するものとする。

第8条 支援関連情報の目的外利用の禁止

プランナーは、支援に関連して知った情報（以下、「支援関連情報」という）を、プランナー業務の実施以外に利用してはならない。特に、プランナーが自己及び勤務先において実施する業務（以下、「自己業務」という）に、支援関連情報を利用することは厳に行ってはならない。

第9条 プランナーの立場の目的外利用について

(1) プランナーは、プランナー業務の実施以外に、サポートセンターにプランナーである旨の肩書を利用して自己業務を行った場合、サポートセンターは関知しないものであり、一切の責任を負うことはない。

(2) プランナーは、プランナー業務の実施にあたり、支援先に対し、自己業務の説明・宣伝・勧誘・あっせん等、自己業務に利益誘導する行為又はこれに資する行為を行ってはならない。

(3) プランナーは、いかなる名目であっても、プランナー業務に関し支援先から金銭を要求してはならず、かつ、受領してはならない。

第10条 寄稿・講演等の取り扱い

プランナーは、サポートセンターの業務に関連し、新聞、雑誌等への寄稿、出版、講演等を行おうとするときは、あらかじめ書面でサポートセンターの承認を受けることとする。

第11条 その他禁止事項等

プランナーは、次号に該当する行為を行ってはならない。

- ①履歴を詐称すること。

- ②サポートセンターの禁止又は注意の指示に従わないこと。
- ③サポートセンターの名誉を毀損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。
- ④サポートセンターから依頼された業務に関連して知り得た相談者、サポートセンター又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること。
- ⑤プランナー業務の実施時に、サポートセンターが事前に同意していない第三者を同席させること。
- ⑥プランナーの身分において、サポートセンター以外の者から不当に金銭を受受すること。
- ⑦サポートセンターの名称、略称もしくは呼称（以下「名称等」という）、サポートセンターの事業の名称等又はプランナーの名称等をみだりに使用すること。
- ⑧虚偽の報告をすること。
- ⑨その他サポートセンターの業務執行に支障があると判断される行為を行うこと。

第 12 条 反社会的勢力等に関する表明及び保証

プランナーは、過去・現在および将来にわたって、i 暴力団、ii 暴力団員、iii 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの、iv 暴力団準構成員、v 暴力団関係企業、vi 総会屋等、vii 社会運動等標ぼうゴロ、viii 特殊知能暴力集団等、ix その他 i から viii に準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力との間で資金提供・便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員、経営に実質的に関与している者、または乙の業務・運営に関与する職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関与を有すること

また、プランナーは、直接又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを誓約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて他社の信用を毀損される場合
- ⑤全各号に準じる場合

第 13 条 プランナー登録の終了・抹消

- (1) プランナー登録は、2020 年 3 月 27 日（金）をもって終了する。なお、終了後、登録

情報は国及び県、中央サポートセンター、サポートセンターの運営事業者に引き継がれるものとする。

(2) 次の各号に該当する事由が生じた場合、サポートセンターはプランナー登録を抹消する。

①本規約及び付随する規約等で規定した内容に書かれた内容に違反したとき

②正当な理由なくサポートセンターが依頼した業務を実施しないとき及び10日間以上サポートセンターと連絡がとれなくなったとき

③サポートセンターが委託した業務を遂行できないと認められるとき

④サポートセンターからの信頼を著しく損ねたとき

⑤本人が6次産業化プランナー登録の取り消しを申し出たとき

⑥登録期間を満了したとき

⑦プランナー登録を続けることにより、サポートセンターの業務に支障が生じ、又はサポートセンターの信用が毀損されるとき

⑧その他前号に準じる行為

(3) プランナーがサポートセンターの登録を抹消された場合、プランナーにその旨通知することをもって終了するものとする。

第14条 個人情報の取り扱い

(1) プランナーは、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び同法第8条の規定に基づく「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成27年7月1日農林水産省告示第1675号)」、愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)、並びに愛知県知事が取り扱う個人情報に関する愛知県個人情報保護条例施行規則(平成12年愛知県規則第12号)に基づき、プランナーの活動を通じて知り得た個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(2) プランナー業務遂行上で発生する個人情報は、複写・複製を行わないこととする。

(3) プランナー業務完了または他の事情により不要になった個人情報は、速やかに消去または破砕することとする。

(4) 前条に掲げるプランナー登録の終了・抹消をもって、プランナー業務に係るすべての個人情報は消去または破砕することとする。

第15条 損害賠償

プランナーが、故意または過失により、サポートセンターに損害を与えた場合、サポートセンターはプランナーに対し損害賠償を求めることができる。

第16条 契約終了後の取り扱い

プランナーは、契約終了後であっても、本規約に定めた義務を免れないものとする。

第 17 条 規程なき事項

本規約に定めのない事項は、サポートセンター及びプランナーが協議により定めるものとする。

附則

本規約は、令和元年 5 月 10 日から施行する。